

新生児聴覚検査

赤ちゃんが受ける 耳の「きこえ」(聴覚)の簡易検査です

さらに詳しい検査を受けた方がよいかどうかを調べます。
もしも「聞こえにくい可能性がある」という検査結果が出た場合、
早く専門の先生に診てもらうことができます。
痛みはなく安全で、赤ちゃんが寝ている間に10分ほどで終了します。

「きこえ」は話し言葉の習得と深い関係があります。
「きこえ」に問題があっても、早い時期に専門の機関で適切な指導を受けることで
話し言葉の発達につながる場合があります。

助成対象

つくば市に住民登録のある生後28日未満の新生児

助成内容

検査	標準実施時期	検査の種類及び助成単価
初回検査	おおむね生後3日以内	自動ABR(ABR含む):3,000円 OAE:2,000円
確認検査 (初回検査で要再検査となった場合のみ)	おおむね生後1週間以内	

裏面もご覧ください

新生児聴覚検査の助成の受け方

検査を受ける医療機関によって助成の受け方が異なります。

A つくば市と委託契約を結んでいる 県内医療機関の場合

- (1) 新生児聴覚検査受診票に必要事項を記入
- (2) 新生児聴覚検査受診票と母子健康手帳を
医療機関窓口へ提出
- (3) 検査を受ける(初回検査・確認検査)
- (4) 助成額を超えた部分のみ自己負担として
支払い

B A以外の県内医療機関の場合

- (1) 検査を受ける(初回検査・確認検査)
- (2) 検査費用を一旦全額支払い
- (3) 翌年度末までに保健センター(桜・谷田部
大穂)またはこども未来センターへ償還払
いの申請
▼持参するもの
医師(医療機関等)が結果を記載した受診
票原本、母子健康手帳「子の保護者」の欄
「検査の記録」欄の写し、領収書及び診療
明細書の写し、振込先の口座が確認でき
るもの、印鑑
※確認のため母子健康手帳をお持ちください
- (4) 公費負担分について市から振り込み

C 県外医療機関の場合

- (1) 検査を受ける1ヶ月前までに県外妊婦一般健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査
・1か月児健康診査受診票申請書(市ホームページからダウンロード可)
を保健センターまたはこども未来センターへ提出
- (2) 市から検査の受け方(受診票使用または償還払い)についての連絡を受ける
 - ① 受診票を使用できる場合
A(1)~(4)と同じ
 - ② 償還払いの場合
B(1)~(4)と同じ

注意事項

- ・検査を受ける時点で作つくば市から転出されている場合は、助成の対象外となります。転出先の市区町村にお問合せください。
- ・保険診療の対象となる新生児聴覚検査については、助成の対象外となります。
- ・受診票は、やむを得ない理由があると認められた場合には、生後3か月に達する前日まで使用できます。
- ・つくば市と委託契約を結んでいない県内の一部医療機関では、つくば市新生児聴覚検査受診票が使用できません。
- ・検査を受けられる医療機関の情報については、市ホームページ(右側二次元コードからアクセスできます)をご確認ください。



お問合せ

つくば市こども未来センター 029-883-1111(代表)